第一 航空法の一部改

正

一 国土交通大臣による航空運送事業基盤強化方針の策定等

1 国土交通大臣は、 世界的規 模の) 感染症 一の流 行その他 0 本邦: 航空運送事業者を取り巻く環境の著 しい

変化 によ り、 本邦: 航 空運送 事 業者 が 経営する航空運 送 事 業 に 甚大な影響が 生じ、 我 が 玉 \mathcal{O} 玉 際 航 空輸

送網 及び 玉 内 航 空輸 送 網 \mathcal{O} 形 成に支障 を来す おそ、 れ が あ ると認 8 5 れ る 事 態 (以 下 甚大 影響: 事 態

とい う。 が 発生し た場合 に お 1 て は、 利 用 者 \mathcal{O} 利 便に 対す Ź 重 大な 影 |響を| 口 避するととも 安全

かつ安定的な輸送を確保するため、 当該甚大影響事 態に 対処するため 0) 航空 運 送事 業 \mathcal{O} 基 盤 強 化 に関

する方針 (以下「航空運送事業基盤強化方針」という。 を定めなければならない ものとすること。

(第百十一条の七関係)

2 定 期 航 空旅 客運送事 業者 (本邦 航空運送事 業者であって、 路線を定め て 一 定の 日時 に より 航 行する

航空 一機に ょ り 旅 客 0 運 送を行う航 空 運送 事業を経営するも \mathcal{O} を ζ\ う。 以下同じ。 は、 航 空 運 送 事 業

基 盤 強 化 方針 が 定め 5 れたときは、 当該 航 空運 送事 業基盤 強 化方針を踏まえ、 当該定 期 航 空旅 客 運送

事業者が経営する航空運送事業の基盤強化に関する計画(以下「航空運送事業基盤強化計画」 という

を作成し、 国土交通大臣に届け出なければならないものとすること。

(第百十一条の八第一項及び第二項関係)

3 国土交通大臣は、 2の届出があった航空運送事業基盤強化計 画が 航空運送事業基盤 強化方針に適合

てい な 1 と認めるときは、 当該定 期航空旅 客運送事業者に対し、 これを変更すべきことを求 めるこ

とができるものとすること。

4

第百十一条の八第三項関

係

定 期 就空旅 客運送事業者 は、 2の届出をしたときは、 定期的に、 当 該 届出 に係 ぶる航 空運 送 事 業 《基盤

強 化計画 の実施状況について、 国土交通大臣に報告しなければならないものとすること。

(第百十一条の九第一項関係)

5 国土交通大臣は、 4の報告を受けた場合において、 航空運送事業基盤強化方針に照らして必要があ

ると認めるときは、 定期航 空旅客運送事 業者に対し、 当該定期航空旅 客運送事 業者が経営する航空運

送事業の 基盤強化 のために必要な助言又は勧告をすることができるものとすること。

(第百十一条の九第二項関係)

第 百 七条の二第二項 並び に 第百九条第三項及び第四 項 への規・ 定による届出を L なけ、 れ ば なら な V Ł \mathcal{O}

に つい ては、 これ 5 \mathcal{O} 規定 に より 届 出をし、 たものとみなすものとすること。 (第百十 条 \mathcal{O} + 関 係

7 国 1土交通-大臣 は、 新 型 コ 口 ナウ 1 ル ス 、感染症 及びその ま W 延 防 止 0 た め $\stackrel{'}{\mathcal{O}}$ 措 置 \mathcal{O} 影 響に 対 応す るた

め、 令 和 四 年三月三十 <u>_</u> 日 ま で \mathcal{O} 間 に 航 漢空保· 安 施 設 \mathcal{O} 使 用 料 金 及 U 着 陸 料 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 滑 走 路 等 \mathcal{O} 使 用 に

係 る 料 氽 \mathcal{O} 軽 減 又 は 免 除 (以 下 令 和 年 度 \mathcal{O} 料 金 減 免 とい う。 を行う場 合に お 1 て、 当 該 影 響

が 甚 大 影 響 事 態 とし 7 認 8 5 れ、 同 日 ま で に 航 空 運 送事 業基 盤 強 化 方 針 を定め るときは、 当 該 方 針 に

おいて次の事項を定めるものとすること。

(1) 令和三年度の料金減免の内容に関する事項

(2)令 和三年 度の 料 金減免 に よる自 動 車 安全特 別会計 の空港整備勘定に お ける歳入の減少 を長期 節に

均衡させるための方針に関する事項

附則第五条第一項関係

8 7 \mathcal{O} 場 合 に お 1 7 は 航 空 運 送 事 業 基 盤 強 化 計 画 に、 新 型 コ 口 ナ ゥ 1 ル ス 感 染 症 及 び そ \mathcal{O} ま λ 延 一方

止 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 措 置 \mathcal{O} 影響に対 応するため 必要とされる設 備投 資 に 関 す る事 項 に 0 7 ても 記 載 す る ŧ \mathcal{O} لح

(附則第五条第二項関係)

旅客等に対する保安検査の受検の義務付け等に係る制度の創 設

1 国土交通大臣は、 航空機 の強取、 航空機若しくは空港等 の破 壊その他の航空機若しくは空港等の保

安又は旅 客 の安全 の確保に支障を及ぼ Ļ 又は及ぼすおそれが あ る行為 (以 下 「危害行為」 という。

0 防 止 に関 する 施 策 \mathcal{O} 基本となるべき方針 (以 下 「危害行為防 止基本方針」 という。 を策定する

ものとすること。

第百三十一条の二の二関係

2 空 港 等 \mathcal{O} 設 置 者等 は、 危害行為防止 基本方針に基づき、 危害行為を防止するために 必 要 な 措 置 を 講

じなければならないものとすること。

.第百三十一条の二の三第一項関

係

3 空港等 の設置 者等 \mathcal{O} 職員 (空港等の設置者その他国土交通省令で定める者が国土交通省令で定める

ところにより指定した職員であって、 危害行為 0 防 止 に関連する職務に従事す る者に限る。 以 下 同 じ

は、 2 0 措置を適 確に実施す っるため 心要が あると認めるときは、 旅 深客 その 他の者 i に対 Ļ 当 該 措

置の 実施 \mathcal{O} た 8 に必 要 な行為をすること又は 当 該措 置 \mathcal{O} 実施 を妨げ る行 治を L ないことを指 示 するこ

とが できるものとし、 旅客その他の者は、 正当 「な理・ 由 が な い限り、 その 指示 に従 わ な け ればならない

ものとすること。

は、

(第百三十一条の二の三第二項及び第四項関係)

4 空港等の設置者等の職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 旅客その他の者の請求があったとき

これを提示することその他の国土交通省令で定める措置をとらなければならない

(第百三十一条の二の三第三項関係)

ものとすること。

5 実施に 確 保 国土交通大臣は、 するため つい て必要な指導及び 必 要が あ 危害行為防止基本方針に照らして、 ると認い 助言をすることができるものとすること。 めるときは、 空港 等の 設置者等に対 危害行為の防 Ļ 危 止 害行 に関い 為 する措置 \mathcal{O} 防 止 一に関 \mathcal{O} 適 する措 確 な 実 施を 置 \mathcal{O}

(第百三十一条の二の四関係)

6 者 航を妨げる行為 て指定することができるものとし、 危 空港等の設置者は、 (以 下 険 物等の 「危険物等所持制限 所持を制限する必要が (以 下 航空機の強取、 「航空機強取行為等」という。) 区域の管理者」という。 あるものを、 この場合にお 破壊その他の航空機を利用した犯罪行為及び航空機 国土交通大臣に協 7 て、 を指定するものとすること。 の防止を図るため、 空港等 \mathcal{O} 設置 議 の上、 者 は、 当該空港等の 危 険 併せて当該区域 物等 ·所持 区域 制 \mathcal{O} 正 限 常 の管理 区 0 うち 域と な運

7 何人も、 航空機強取行為等の防止のために危険物等所持制限区域内及び航空機内への持込みを制限

することが必要な物件として国土交通省令で定める物件を所持していないことについて、 空港等 7 の 管

理及び 運営 の状況その 他の事情を勘案して国土交通省令で定める者が行う検査を受けた後でなけ れば

危 険 物 等 所 持制 限 区 域内 に立ち入ってはならない ものとすること。 ただし、 航空機 強 取 行 為等 を行

うお そ れ が な 1 ŧ のとして国土交通省令で定め る者 が 危険物等所持 制 限 区 域 内 に立ち 入る場 合 は、

の限りでないものとすること。

第百三十一条の二の五第四項関

係

8 何人も、 7 の物件を所持していないことについて、空港等の管理及び運営 の状況そ 0) 他 \mathcal{O} 事 情 を 勘

案して国土交通省令で定める者が行う検査を受けた後でなければ、 とすること。 ただし、 7の検査を受けた者又は航空機強取行為等を行うおそれがない 航空機に搭乗してはならない ものとして国土 ŧ \mathcal{O}

交通省令で定める者が航空機に搭乗する場合は、 この限りでないものとすること。

(第百三十一条の二の五第六項関係)

7 又は8の検査 (以 下 「保安検査」 という。) を行う者及び当該保安検査 に関する業務の 委託を受

9

けた者 (以 下 「保安検査業務受託者」という。) は、 国土交通省令で定める基準に従 い、 当該 保安検

査 に関する業務の適正な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならないものとすること。

(第百三十一条の二の五第七項及び第八項関係)

10 国土交通大臣は、 危害行為防止基本方針及び 9の基準に照らして、 保安検 査 を行う者又は保安検査

業務受託 者 \mathcal{O} 保 安検査 に関 パする業績 務 \mathcal{O} 運 営に 関 し改善が 必要であると認 めるときは 関 係 す Ź 都 道 府

県公安委員会と協 議 \mathcal{O} 上 当該 保安検査を行う 者又は当該 保 安検 查業務受託 者 に対 Ļ その 改 善に必

要な 措 置 を講 ずべきことを命ずることができるものとすること。

(第百三十一条の二の五第九項関係)

航 空運送事業を経営する者又は第百三十条の二の許可を受けた者は、 旅客 の手荷物 (携 行 品その 他

11

航 空機 の客室 内に持ち込まれるものを除く。 以下「預入手荷物」 という。 に 7 の 物件 (爆発性 又は

易燃 性 を 有する物件として国 土交通省令で定め るも のに 限 る。) が含まれてい ないことについ て、 空

港等 \mathcal{O} 管 理 及 び 運営 \mathcal{O} 状況そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事 , 情 を勘案 して国 土交通 省令で定め る者が が ?行う検! 査が なされ た後

でなけ れば、 当 該 預 入手荷物 を航空機内に 積載してはならないものとすること。 ただし、 航空機 強取

行為等を行うおそれがないものとして国土交通省令で定める者の預入手荷物を航空機 隣内に 積載す る場場

合は、この限りでないものとすること。

第百三十一条の二の六第一項関

係

12 11 \mathcal{O} 検査 (以下「預入手荷物 検査」という。) を行う者及び当該預入手荷物検査 に 関する業務 \mathcal{O} 委

託 を受けた者 (以 下 「預入手 荷物 検査業務受託者」という。)は、 国土交通省令で定 める基準 に 従 1

当 該 預 入 手 荷物 検 査 に 関 する業務 \mathcal{O} 適 正 な遂行を確保するため に必 夏な措置 置 を講じ なけ れ ば な らな

いものとすること。

13

は、

関係、

する都道府県公安委員会と協議

の上、

当該

預入手荷物検査を行う者又は当該

預

入

八手荷物:

検査

第百三十一条の二の六第二項及び第三項関

係

玉 土交通 大臣 は、 危害行 為 防 止 基本方 針 及び 12 \mathcal{O} 基準 十に照ら て、 預 入手 荷 物 検 査 を行う者 又 は 預

入手 荷物 検 査 業務受託者の預入手荷物検査 に関する業務 の運営に関 l 改善が必要であると認めるとき

業務受託者に対し、 その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとすること。

(第百三十一条の二の六第四項関係

保安 ·検査業務受託者、 預入手: 荷物 検 **査業** 務 受託者等に 0 V) て、 玉

土交通· 大臣による報告徴収 及び立入検査 の対象 に追加するものとすること。 (第百 三十四条関係

14

危

険

物

等

所持

制

限

区

域

の管

1理者、

航空機内に危険物を持ち込んだときの罰則を強化するとともに、 保安検査を受けずに危険物等 所持

制限 区域内に立ち入り、 又は航空機に搭乗したときの罰則規定を設けるものとすること。

(第百四十九条の三及び第百五十七条の三の三関係)

三 無人航空機の機体認証制度の創設

1 玉 土交通大臣は、 申 請 によ り、 無人航空機について、 第一 種機体認 証 又は第二種機 **||体認証** の 区 一分に

応じ、 当 該 無 人航 空機 が国土交通省令で定める安全性を確 保 するため 0 強度、 構造1 及 び 性 能 に つ 1 7

の基準 (以 下 「安全基準」 という。) に適合するかどう か を設 計、 製造 過 程 及 び現状 に つ V て 検 査

L

安全基準に適合すると認めるときは、 機体認 証を行わ なけ ればならないものとし、 併せて、 当 該 機

体認 証に係る無人航空機 の使用の条件を指定するものとすること。

(第百三十二条の十三第一項から第四項まで関係)

2 国土交通大臣は、 7 - の型式 認証を受けた型式 の無人航空機等については、 機体認証 に係る る検査 の全

部 又 は 部 を 行わり ないことが できるものとすること。 (第百三十二条の 十三第 五 可及 び 第六 項 関 係)

3 玉 土 ·交通· 大臣 は、 機 体認証 を行うときは、 申請者に 機体認証書を交付するとともに、 当 該 無人航空

機に国土交通省令で定める表示を付さなければならないものとすること。

(第百三十二条の十三第七項及び第八項関係)

4 国土交通大臣は、 機体認証の有効期間を定めるものとすること。

(第百三十二条の十三第十項関係)

5 機体認証を受けた無人航空機を飛行させる者は、 使用の条件の範囲内でなけれ ば、 九 \mathcal{O} 9 \mathcal{O} 特 定飛

行を行 っては ならな 1 ものとするとともに、 機体認 証を受け た無 人航 空機 \mathcal{O} 使 用者 は、 必 要 な 整 備 を

することにより、 当 該 無人航空機を安全基準に適合するように維持しなければ ならな () Ł \mathcal{O} とするこ

と。

(第百三十二条の十四関係)

6 国土交通大臣は、 機体認証を受けた無人航空機が安全基準に適合せず、又は機体認証 \mathcal{O} 有効期 間 を

経過する前に安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、 当該無人航空機の 使用者に対

必 要な整備その 他 の措 置を講ずべきことを命ずることができるものとするとともに、 無 人航 空機

の安全性 が 確保され な 7 と認めるときは、 当該 無人航空機 の機体認証 \mathcal{O} 効力を停止し、その 有 効 期間

を短縮 Ļ 又は使用の条件を変更することができるものとすること。 (第百三十二条の十五 |関係|

7 国土交通大臣は、 申請により、 無人航空機の型式の設計及び製造過程について、 第 種型式認 証又

は 第二 種 型式 認証 の区分に応じ、 その申請に係る型式 の無人航空機が安全基準 -及び均 一性 を確 保 する

ために必要なものとして国土交通省令で定める基準 (以 下 均一 性基準」とい う。 に適合すること

となると認めるときは、型式認証を行うものとすること。

(第百三十二条の十六第一項から第三項まで関係)

8 国土交通 大臣 は、 型式 認 証を行うときは、 申請者、 に型式 認 証 書を交付するとともに、 型 式 認 証 の有

効期間を定めるものとすること。

(第百三十二条の十六第四項及び第六項関係

9 型式 認証を受けた者は、 当該型式の無人航空機の設計又は製造過程 の変更をしようとするときは

玉 1土交通-大臣 の承認を受けなけ ればならないものとすること。

(第百三十二条の十七関係)

10 型式 認 証 又は9の 承認 (以 下 「型式認証等」 という。) を受けた者は、 当該型式認 証 等を受け

式 0) 無 人航 空機 の製造をする場合に おい て は、 当該. 無人航空機 が その 型式 認 証 等に係る る型式 に適 合す

るように しな け れ ば な らな 1 も の とし、 玉 土交通省令で定めるところに より、 その 製 造 に 係 る 個 別 \mathcal{O}

無人航空 機 に **つ** いて検 査を行 V) その 検査記録 録を作成し、 これを保存しなけ れ ば なら ない ŧ のとする

(第百三十二条の十八関係)

11 型式 認証等を受けた者は、 型式認証等を受けた型式の無人航空機について、 10 に よ る義務を履

たときは、 当該無人航空機に国土交通省令で定める表示を付さなければならないものとすること。

(第百三十二条の十九関係)

12 型式 認証等を受けた者は、 当該型式認証等を受けた型式の無人航空機の使用 者に対 当該 無 人航

空機 \mathcal{O} 整 備をするに当たって必要となる技術上 の情報であ って国土交通省令で定め る ŧ Ŏ を 提 供 L な

ければならないものとすること。

13

〈第百三十二条の二十関係

型式 認 証等を受けた者は、 当該型式認証等を受けた型式の無人航空機について、 無人航空機 に 係る

事 故等その他 の無人航空機が安全基準に適合せず、 又は安全基準に適合しなくなるおそれがある Ł \mathcal{O}

として国 土交通省令で定める事態に関する情報を収集し、 国土交通大臣にこれを報告しなけれ ばなら

ないものとすること。

第百三十二条の二十一関係

14 玉 土交通大臣 は、 型式 認 証等を受け た型式 \mathcal{O})無人航· 空機 が安全基準 ・又は均 性基準 -に適 合 L な 1 لح

認めるときは、 当該型式認証等を受けた者に対し、 安全基準 又は均一 性 基準 に適合させるため に必要

な設計又は製造過程の変更を命ずることができるものとし、 型式認証等を受けた者が当該命令に違反

したときは、 当該型式認証等を取り消すことができるものとすること。

(第百三十二条の二十二関係)

四 登録検査機関

1 国土交通大臣は、 申請によりその登録を受けた者 (以下「登録検査機関」という。) に、 機体認証

及び型式 認証 等に関する国土交通大臣 . (7) 事務のうち、 無人航空機が安全基準に適合するかどうか の 検

査及び型式認証等を受けようとする型式の無人航空機が 均一性基準に適合するかどうか で検査 (以 下

無人航空機検査」という。)の実施に関する事務 (以下「無人航空機検査事務」という。) の全部

又は一部を行わせることができるものとすること。

(第百三十二条の二十四関係)

登録 検査機関は、 無人航空機検査を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除

2

き、 遅滞なく実施しなければならないものとするとともに、 公正に、 かつ、 国土交通省令で定める基

準に適合する方法により無人航空機検査を実施しなければならないものとすること。

(第百三十二条の二十八関係)

3 登 録 検査機関は、 無人航空機検査事務の開始前に、 無人航空機検査事務の実施に関する規程を定め

国土交通大臣の認可を受けなければならないものとすること。 (第百三十二条の三十

-関係)

4 登録検査機関は、 財務諸表等を作成し、 事業所に備えて置くとともに、 閲覧に供しなければならな

いものとすること。

(第百三十二条の三十二関係)

5 国土交通大臣は、 登録検査機関に対し、 無人航空機検査の方法の改善に関 し必要な措置を講ずべき

こと等を命ずることができるものとし、 3 の 認 可を L た規程が が 無 人航 空機 検 査 事 務 \mathcal{O} 公正 な実施上不

適当となったと認めるときは、 当該規程を変更すべきことを命ずることができるものとすること。

(第百三十二条の三十五関係)

国土交通大臣は、 登録検査機関が一定の要件に該当するときは、その登録を取り消し、 又は期間を

6

定めて無人航空機検査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとすること。

(第百三十二条の三十六関係)

無人航空機操縦者技能証明制度の創設

五.

1 国土交通大臣は、 申請により、 無人航空機を飛行させるのに必要な技能に関し、 一等無人航空機操

縦士又は二等無人航空機操縦士の資格の区分に応じ、 無人航空機操縦者技能証明(以下 「技能」 証明」

という。)を行うものとし、 申請者に無人航空機操縦者技能 証明書 (以 下 「技能証明書」という。

を交付するものとすること。

(第百三十二条の四十から第百三十二条の四十二まで関係)

2 国土交通大臣は、 技能 証明につき、 無人航空機の種 類又は飛行の方法についての限定をすることが

できるものとし、 当 該 限定をされた技能 証 明を受け た者 \mathcal{O} 申 · 請 に より、 当該] 限 定を変更することがで

きるものとすること。

、第百三十二条の四十三及び第百三十二条の五十二関

係

3 国 土交通 大臣 は、 必要な限度において、 技能 証 明に、 その 技 能証明に 係る者の身体 \mathcal{O} 状態 に応じ、

無人航空機を飛行させるについて必要な条件を付し、 及びこれを変更することができるものとするこ

と。

(第百三十二条の四十四関係)

4 十六歳に満たない者、 技能証明を拒否された日から起算して一定の期間を経過してい な 7 · 者、 技能

証明を保留されてい · る者、 技能証 明を取り消された日 から起算して一 定 の期間 間 を経り 過 してい ない 者 又

は 技 能 証 明 0 効力を停止されている者については、 技能証明 の申請をすることができない Ł のとする

ر ح ا

(第百三十二条の四十五関係)

5 国 土交通大臣は、 6の試験に合格した者に対し、 技能証明を行わなければならないものとすること

0 ただし、 無人航空機 *(*) 飛行に支障を及ぼすおそれがある病気にかかっている者、 アル コ ル、 麻 薬

大麻、 あへん若しく は覚醒剤の中毒者又は無人航空機を飛行させるに当たり、 非行若しくは 重大な

過失が あった者等につ いては、 技能 証明を行わず、 又は 一定の期間技能証明を保留することができる

ものとすること。

第百三十二条の四十六関係)

6 玉 l土交通· 大臣 は、 技能 証明を行う場合には、 申請 に係る資 格につい 7 無 人航 空機 を 飛 行 させ るのに

必 要な 知 識 及 び 能 力を有するかどう か を判 定す るた \Diamond だ、 試験を行わ な け ħ ば なら な 1 ŧ \mathcal{O} とし、 当

該試 験 は、 身体 検査、 学科 試験及び実地試験とするものとすること。 (第百三十二条 の四 十 Ł 関 係)

7 玉 土交通大臣は、 無人航空機を飛行させる者に対する講習 (以下「無人航空機講習」 という。)で

あ って七 \mathcal{O} 1により国土交通大臣の登録を受けた者 (以 下 「登録講習機関」という。) が 行うものを

修了 した者に ついて技 能証 明を行う場合には、 学科試験又は 実地試験 の全部 又は一部 を行 わ ないこと

ができるものとすること。

(第百三十二条の五十関係

8 技能 証 明 \mathcal{O} 有 効期 間 は、 三年とし、 有効期間 この更新を行う場合には、 国土交通大臣 は、 そ \mathcal{O} 者 が 玉

のに必要な事 項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習 (以下「無人航空機更新 講習」

という。)であって八の1により国土交通大臣の登録を受けた者 (以下 「登録 更新講習機関」という

が 実施するも のを修了したと認めるときでなければ、 技能 証明の有 効期間 \mathcal{O} 更新 をしてはならな

いものとすること。

9

第百三十二条の五十一関係

玉 1土交通-大臣 は、 技 能 証 明を受けた者が、 無人航 空機 の飛行に支障を及ぼ す おそれ が あ る 病 気 12 か

か 0 7 1 る者であることが 判 明したとき、 ア ル コ ル、 麻 薬、 大麻、 あへん若 しく は 覚 醒 剤 \mathcal{O} 中 毒 者

であることが 判明したとき又は無人航空機を飛行させるに当たり、 非行若しくは重大な過失が あった

とき等においては、 その技能証明を取り消し、 又は一定の期間その技能証明の効力を停止することが

できるものとすること。

(第百三十二条の五十三関係

10 技能 証 明を受けた者は、 九 0 9の特定飛行を行う場合には、 技能 証 明書を携帯しなけ ĥ ば ならない

ものとすること。

第百三十二条の五十四関係)

六 指定試験機関

1 国土交通大臣は、申請により指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、 五の6の試験の実

施 に関する事務 (以下「試験事務」という。)を行わせることができるものとすること。

(第百三十二条の五十六関係)

2 指定試験機関は、 試験事務の開始前に、 試験 事務の実施に関する規程を定め、 国土交通大臣 0 認可

を受けなければならないものとすること。

(第百三十二条の六十一関係)

3 指定試 験 機 関 は、 毎 事業. 年 度の 開始前に、 予算及び事業計 画を作成し、 国土交通大臣 に 提 出 す

当 該 事 業年 度の終了 後三月以内に、 決算報告書及び事業報告書を作成し、 国 1土交通-大臣 に 提

出するものとすること。

(第百三十二条の六十二関係)

4 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に 対し、 試験

事 務に関 し監督上必要な命令をすることができるものとすること。 (第百三十二条の六十四

[関係)

5 国 土交通大臣 は、 指定試 験機関 が 一定の要件に該当するときは、 その指定を取り消 Ļ 又は 期 間 を

定めて試験事 務に関する業務の全部若しくは一 部の停止を命ずることができるものとすること。

(第百三十二条の六十六関係)

講習機関

1 無 人航空機講習を行う者は、 申請により、 国土交通大臣の登録を受けることができるものとするこ

と。

2 登録講習機関は、 公正に、 かつ、 第百三十二条の七十第一項に規定する要件及び国土交通省令で定

(第百三十二条の六十九関係)

 \Diamond る基準 に適合する方法に ょ ŋ 無 人航. 空機 講習の実 施 に関する事務 (以 下 「無人航 空機 ·講習 事 務」と

1 う。 を行 わ なけ ħ ばな 5 ない ŧ のとすること。 (第百三十二条の七十二関

国土交通大臣に届 け出なければならないものとすること。 (第百三十二条の七 $\bar{+}$ 匹 関 係)

3

登

録

講

習機

関

は、

無人航

空機

講

習

事

務 \mathcal{O}

開

始

前に、

無人航空機講習事務の実施に関

する

規 程

を定め

係

4 登録講習機関は、 財務諸表等を作成し、 事務所に備えて置くとともに、閲覧に供しなけ ればならな

1 ものとすること。 (第百三十二条の七十六関係)

5 国土交通大臣は、 無人航空機講習事務の改善に関し必要な措置を講ずべきこと等を命ずることがで

きるものとすること。 第百三十二条の七

十八関!

係

6 国土交通大臣は、 登録講習機関 が :一定の要件に該当するときは、 その登録を取り消し、 又は 期間を

定めて無人航空機講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする

کے

(第百三十二条の七十九関係)

八 登録更新講習機関

1 無人航空機更新講習を行う者は、 申請により、 国土交通大臣の登録を受けることができるものとす

ること。

(第百三十二条の八十二関係)

2 1 \mathcal{O} 登録、 無人航空機更新講習及び登録更新講習機関に関する事務については、 登録 (講習) 機 関 の規

定を準用するものとすること。

(第百三十二条の八十三関係

九 無人航空機の飛行に係る規制の見直し

1 何人も、 次に掲げる空域においては、 技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行さ

せる場合(立入管理措置 (無人航空機の飛行経路下において無人航空機を飛行させる者及びこれを補

助する者以外の者の立入りを管理する措置であって国土交通省令で定めるものをいう。 以下同じ。

を講ずることなく無人航空機を飛行させるときは、 一等無人航空機操縦 士 の技 能証明を受けた者が第

種 機 |体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合に限る。) でなければ、 無人航空機を飛行させて

はならないものとすること。

(1) 無人航 空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省

令で定める空域

(2)(1)に掲げる空域以外の空域であって、 国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上

空

(第百三十二条の八十五第一項関係)

2 何 人も、 1(1)の空域又は 1(2)の空域 (立入管理措置を講ずることなく無人航 空機を 飛行させ る場合

又は立入管 理 措置を講じた上で国土交通省令で定める総重量を超える無人航 空機を飛行させる場合に

のと認めて許可した場合でなければ、 限る。) にお いては、 1の場合に該当し、 無人航空機を飛行させてはならないものとすること。 かつ、国土交通大臣がその運航の管理が 適切に行 わ れるも

(第百三十二条の八十五第二項関係)

1 の場合において、 立入管理措置を講じた上で12の空域において無人航空機 (国土交通省令で定

3

める)総重量: を超えるものを除く。)を飛行させる者 は、 航空機 \mathcal{O} 航 行 \mathcal{O} 安全並 立びに地 上及び水上 の人

及び 物件の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める措置 を講じなければならな

いものとすること。

(第百三十二条の八十五第三項関係)

- 4 1 か ら3までは、 次のいずれかに該当する場合には、 適用しないものとすること。
- (1) 係留することにより無人航空機の 飛行の範 囲を制限 した上で行う飛行その他の航 空機 の航行の安

物件の安全を確保することができるものとして国土交通省令で定め

る方法による飛行を行う場合

全並びに地上及び水上の人及び

(2)(1) \mathcal{O} ほ か、 国 王 一交通大 臣 が その飛行により が航空機 の航 行 の安全並 びに地上 及び 水上 $\overline{\mathcal{O}}$ 人及 び 物件

 \mathcal{O} 安全 が . 損 なわ れ るおそ れ が な 1 と認めて許 可 した場合 (第百三十二条の 八十 五 第 兀 項

関

係

5 無人航空機を飛行させる者は、 技能 証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させ る場

明を受けた者 合 (立入管理措置を講ずることなく無人航空機を飛行させるときは、一 が第一 種機体 認証を受けた無人航空機を飛行させる場合に限る。 等無人航空機操縦 を除き、 士 次に掲げる 一の技 能証

方法により、 これを飛行させなけ ń ばなら ない ものとすること。

- (1) 日出から日没までの間において飛行させること。
- (2)当 該 無 人航 空機 及びその周囲 \mathcal{O} 状 況を目視により常時監視 して飛行させること。

(3)当該 無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保って飛行さ

せること。

(4)祭礼、 縁日、 展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域にお

いて飛行させること。

(5)当該 無 人航 空機により爆発性 又は易燃性を有する物件そ 0 他 人に危害を与え、 又は 他 の物 件 を損

傷 する おそ れ が あ る 物件 で 国土交通省令で定めるも 0 を輸 送しないこと。

(6)

地上又は

水上の

人又は

物件に危害を与え、

又は損傷

%を及ぼ、

す

おそれ

がな

()

ものとして国土交通省

令で定める場合を除き、 当該無人航空機から物件を投下しないこと。

(第百三十二条の八十六第二項関係

- 6 5 の場合において、 5(1)から(6)までに掲げる方法のいずれか (立入管理措置を講じた上で無人航空
- 機 (国土交通省令で定める 総重量・ を超えるものを除く。) を飛行させる場合にあって は、 5 (4)か 5 (6)
- まで に掲 げ る方法 \mathcal{O} 7) ずれ か によらずに無人航空機を飛行させる者 は 国土 一交通省 令で定めるとこ
- ろにより、 あら かじめ、 その 運 航 の管理が適切に行われることについて国土交通大臣 の承認を受けて

その承認を受けたところに従い、これを飛行させなければならないものとすること。

(第百三十二条の八十六第三項関係)

7 5の場合において、 立入管理措置を講じた上で5①から③までに掲げる方法のいずれかによらず無

人航空機 (国土交通省令で定める総重量を超えるものを除く。) を飛行させる者は、 航空機 の航 行 \mathcal{O}

安全並 がに地・ 上及び水上の人及び物件の安全を確保 するために必要なものとして国土交通 省令で定め

る措置を講じなければならないものとすること。

第百三十二条の八十六第四項関

係

8 5 か ら 7 までは、 次のいずれかに該当する場合には、 適用しないものとすること。

(1) 係留することにより無人航空機の飛行の範囲を制限した上で行う飛行その他の航空機の航行の安

全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保することができるものとして国土交通省令で定め

る方法による飛行を行う場合

(2)(1) のほ か、 国土交通省令で定めるところにより、 あらかじめ、 5(1)から(6)までの方法のいずれか

に よらずに無人航空機を飛行させることが 就空機 の航 行 の安全並 びに 地上及び水上 0) 人及び 物 件の

安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣 の承認を受けて、 その承認を受けたところに

従い、これを飛行させる場合

(第百三十二条の八十六第五項関係)

9 無人航空機を飛行させる者は、 1(1)若しくは(2)に掲げる空域における飛行又は5(1) から(6) までに掲

げ る方法 のいずれ かによらない飛行 (以 下 「特定飛行」という。 を行う場合 (立入管理 仕措置を 講ず

ることなく飛行を行う場合を除く。) にお *(*) て、 当該 特 定飛 行中 \mathcal{O} 無人航空機 ぬの下に 人の <u>\f</u> 入り 文は

その おそれ 0 あることを確 認 したときは、 直ちに当該 無 人航 空 機 \mathcal{O} 飛 行 を 停: 止 Ļ 飛 行 経 路 \mathcal{O} 変 更、

航 空 機 \mathcal{O} 航 行 \mathcal{O} 安全 並 び に 地 上及 び 水 上 \mathcal{O} 人及 び 物 件 \mathcal{O} 安全を損 なう かおそれが が ない 場 所 \mathcal{O} 着 陸 そ \mathcal{O}

他 \mathcal{O} 必 要な措 置 を 講 じ なけ れ ばなら ない ŧ のとすること。

第百三十二条の八十七関係

10 無 人航空機を飛行させる者は、 特定飛行を行う場合には、 あらかじめ、 当該 以特定飛¹ 行 \mathcal{O} 日 時 経路

そ とするとともに、 の他国土交通省令で定める事項を記載 国土交通大臣の指示に従うほか、 した飛行計画を国土交通大臣に通報 飛行計画に従って特定飛行を行 しなければならな わなけ れば ならな Ł \mathcal{O}

いものとすること。

第百三十二条の八十八関係

11 無 人航空機を飛行させる者は、 特定飛行を行う場合には、 飛行 日誌 を備えなけ れ ば なら な 1 £ のと

すること。

(第百三十二条の八十九関係)

12

次に掲げる無人航空機に関する事故が発生した場合には、 当 該 無人航空機を飛行させる者は 直ち

に当 該 欧無人航· 空機 の飛行を中止し、 負傷者を救護することその他の危険を防止するために必要な措置

を講じなければならないものとすること。

(1) 無人航空機による人の死傷又は物件の損壊

(2) 航空機との衝突又は接触

舟名林との御名されお角

(第百三十二条の九十第一項関

係

12 (1)か ら (3) までに 掲 げ る 事 故 が 発生し た場合には 当該. 無 人航 空機 を飛行させる者 は、 当 該 事 故 が

13

(3)

その

他

国

土

交通

省

一令で定

8

る無人航

空機

に

関

はする事

故

発生 し た 日 時 及び場で 派その: 他 国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告し なけ ればなら ない . E

のとすること。

14

(第百三十二条の九十第二項関係

無 八 人 航 空機を飛行させる者は、 飛行中航空機との衝突又は接触のおそれが あ ったと認めたときその

他 12 (1)か (3) までに掲げる 事 故が 発生す るおそ れが あると認めら れ る国 土交通 省令で 定め る事 態 が 発

生し たと認めたときは、 国土交通大臣 にその旨を報告しなけ ればならない ものとすること。

(第百三十二条の九十一関係)

15 1 から11までは、

都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事 が故に際

搜索、 救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の

飛行については、 適用しないものとすること。

(第百三十二条の九十二関係)

16 無 人航空機 の検査をする者、 無人航空機 の装備品又は部品 の設計、 製造、 整備若しくは改造する者

等について、 国土交通大臣による報告徴収及び立入検査の対象に追加 するものとすること。

(第百三十四条関係)

17 罰 則につい て所要 \mathcal{O} 規定を設けるものとすること。

(第 百五十七条の六から第百五十七条の十一まで、第百五十九条、 第百六十一条及び第百六十二条関

係)

+ その他所要の改正を行うものとすること。

第二 運輸安全委員会設置法の一 部 改正

航空事故とは、 次に掲 げ る事 故をい うものとすること。

1 航空法第七十六条第一項各号に掲げる事故

(第二条第一項関係)

運輸安全委員会は、 事故等調査を行うため必要があると認めるときは、 次に掲げる処分をすることが

できるものとすること。

1 航空機若しくは無人航空機 (以 下 「航空機等」という。)の使用者、 航空機等設計者等 (航空機等

又は 航空機等 \dot{O})装備 品若しく は 部 品 \mathcal{O} 設 計 製造、 整 備、 改造又は検査 をする者を いう。 以 下 同

無人航 空機 の飛行を行 つ た者、 航空事故に 際し 人 命 又は 航 空機等 \mathcal{O} 救 助 に当たった者その 他 の航

空事 故等の関係者 (以 下 「航空事故等関係者」という。)から報告を徴すること。

2 航 空機等の使用者、 航空機等設計者等の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、 航空機等

帳簿、 書類その他の事故等に関係のある物件を検査し、 又は航空事故等関係者に質問すること。

(第十八条第二項関係)

三 国土交通大臣 は、 第一 の 三 の 13 又 は 九の 13若しくは 14 により航空事故等について報告 が あ 0 たとき、

又は航空事故等が発生したことを知ったときは、 直ちに運輸安全委員会にその旨を通報しなければなら

(第二十条関係)

四 その他所要の改正を行うものとすること。

一 空港整備事業に係る資金の貸付け

第三

民間

の能力を活用

した

国管

理

空港

等

 \mathcal{O}

運営等に関する法律の一部改正

玉 土 ·交通· 大臣 は、 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 航 空運送事 業基盤 強 化方針 を定めた場合に お į, 、ては、 当該航空 運送

事業基 盤強 化方針 に基づ き、 予 算 \mathcal{O} 範 囲 内 に お 1 て、 民 間 資 金等 \dot{O} 活 用 に よる 公共 施 設 等 \mathcal{O} 整 備 等 \mathcal{O} 促

進 に . 関 する法律第七十二 一条第 項の 規定に ょ り、 玉 管 理 空港 運営権者に 対 Ļ 当該 国 管 理 空 港 運 営 権 者

が 実施する特別会計 に関する法律附 則第二百 五. 十九条の三第二項に規定する空港 .整備 事業 (空: 港 \mathcal{O} 設 置

改良及び災害復旧 並 び こに維持な その 他 の管理に関する事 業並びに空港 の周 辺に おける航 空機 \mathcal{O} 騒 音に ょ

り 生ずる障害 \mathcal{O} 防 止 そ 0 他 の措 置に関する事業に限る。) に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付

けるものとすること。

(第九条の二関係)

二 その他所要の改正を行うものとすること。

第四 附則

この法律は、 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。ただし、第一の一及び第三の一の規定は公布の日から、 第一の三から九まで及び十の一 部

並びに第二の規定は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日 カュ ら、 第

匹 の一部の規定 足は公布 の日から起算して六月又は一年三月を超えない範囲内において政令で定める日か

らそれぞれ施行 するものとすること。

附 則第 条関 係

所要 \mathcal{O} 準 備行為を定め るものとすること。

(附則第二条から第九条 関 係

ま

で

 \equiv 所要 0 経 過措 置を定め るものとすること。

条関

(附則第十

条 関

係

匹 こ の 法 .律の施行状況等に関する検討規定を設けるものとすること。

(附則第十一 係

五. その他所要の改正を行うものとすること。

(附則第十二条から第二十二条まで関係